

# 東大和市事業継続計画（地震編）

令和5年3月改訂

東 大 和 市



## 目次

<b>第1章 事業継続計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 背景	
2. 計画の目的	
3. 事業継続計画とは	
4. 計画の位置づけ	
5. 計画の基本方針	
<b>第2章 計画の前提条件</b> .....	<b>4</b>
1. 前提条件の基本的な考え方	
2. 想定する地震の規模	
3. 想定される市全体の被害状況等	
<b>第3章 非常時優先業務</b> .....	<b>8</b>
1. 非常時優先業務の選定方法	
2. 非常時優先業務の選定結果	
3. 非常時優先業務一覧	
<b>第4章 非常時優先業務遂行に必要な資源の確保</b> .....	<b>18</b>
1. 人員	
2. 拠点施設の耐震化・安全対策	
3. 電力	
4. 情報通信手段	
5. 情報システム	
6. 執務環境	
<b>第5章 事業継続マネジメントの確立に向けて</b> .....	<b>28</b>
1. 事業継続マネジメントの必要性	
2. 教育の実施	
3. 訓練の実施	
4. BCPの実効性の評価	
5. 普及啓発	
6. 外部事業者への対応	
7. 業務進行管理	
<b>資料編</b> .....	<b>31</b>

# 第1章 事業継続計画の基本的な考え方

## 1. 背景

平成23年3月11日の東日本大震災発生以後、国や東京都等の防災対策の見直しが行われ、平成24年には大規模地震による被害想定「首都直下地震等による東京の被害想定」の東京都から公表された。これを受け、東大和市では、平成25年3月に市政の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（地震編）を策定したが、その後、約10年間で市の職員数が変動し、令和4年には大規模な組織改正が行われ、令和4年5月には「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直しされたことから、現在の組織との整合性及び今後の市の防災対策の見直しを図ることが必要となった。

このため、大規模地震発生時における市民等の被害軽減と行政機能の維持・継続を目的とした事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（地震編）を改訂することとした。

## 2. 計画の目的

東日本大震災や熊本地震では、被災地域の多くの自治体では壊滅的な被害を受け、その機能を喪失し、災害対応が極めて困難な状況に追い込まれた。

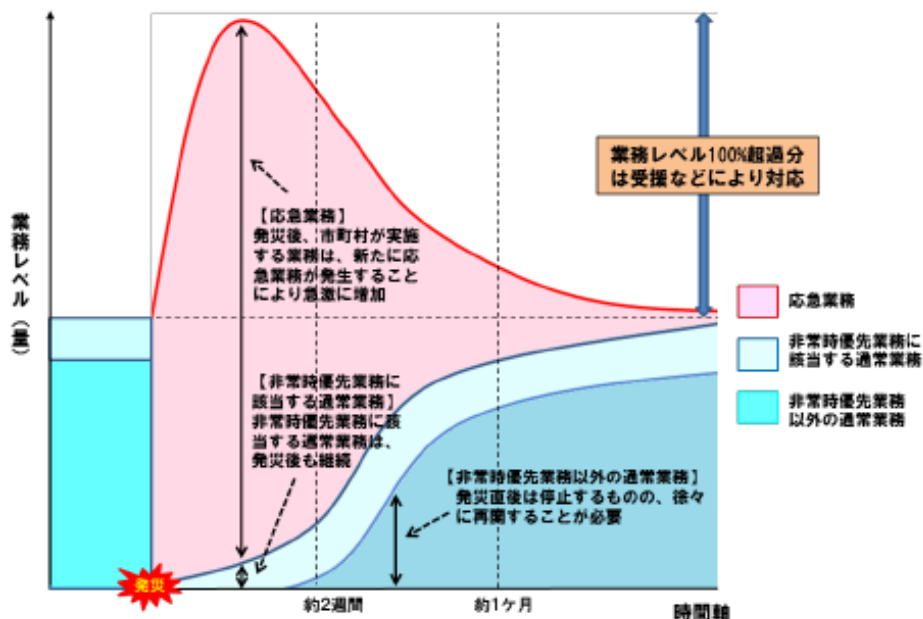
このように地震発生時には、職員の被災などにより人的資源が制約される一方で、応急復旧業務に加え、災害時にも継続して実施すべき通常業務を円滑に遂行する必要がある。

このため、制約された資源を効率的に投入するための業務の優先順位付けや、業務遂行の支障となるボトルネックの解消などを事前対策として位置づけた東大和市事業継続計画（地震編）を策定している。

## 3. 事業継続計画とは

事業継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急復旧業務及び継続の必要性が高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の実施に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震発生時にあっても、適切な業務を行うことを目的とした計画である。

図 事業継続計画の概念図



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

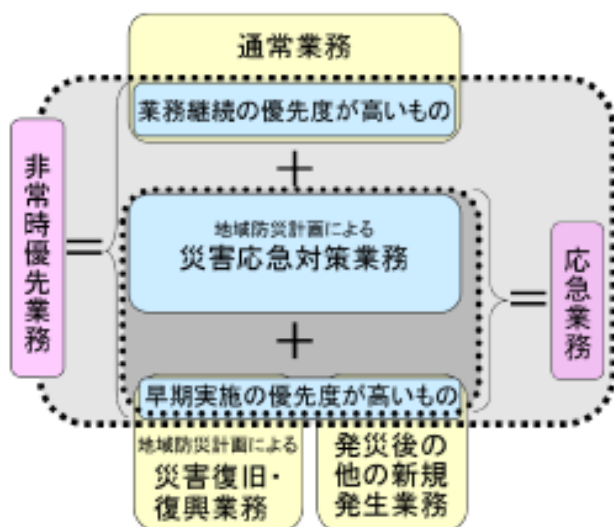
(平成 28 年 2 月 内閣府 (防災担当))

#### 4. 計画の位置づけ

本計画は、東大和市地域防災計画、各種マニュアル等と整合を図るものとする。

東大和市地域防災計画は、東大和市域にかかる防災に関し、市の業務を中心として、防災関係機関の処理すべき事務又は業務を包括する総合的な計画であるのに対して、事業継続計画は、下図のように、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務を加えた内容を非常時優先業務として位置づけている。

図 非常時優先業務のイメージ



出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

(平成 28 年 2 月 内閣府 (防災担当))

地域防災計画と事業継続計画の相違点は下表のとおりである。両計画は互いに補完関係にあり、災害対応の基本的な計画として位置づけられるものである。

表 地域防災計画と事業継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	事業継続計画
作成主体等	・ 地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・ 都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・ 災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・ 発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・ 行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、事業継続計画の策定などによる事業継続性の確保等については計画に定める必要がある	・ 行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・ 災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・ 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・ 業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	・ 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・ 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・ 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

## 5. 計画の基本方針

本計画の基本方針を以下のとおり定め、災害時の事業継続に取り組む。

- (1) 市民の生命および財産を守るために、応急復旧業務に全力を尽くす。
- (2) 市民生活への支障を最小限にするため、必要不可欠な行政サービスを早期再開する。
- (3) 限られた資源の中で市の責務を果たすため、他の通常業務の再開は先送りする。

## 第2章 計画の前提条件

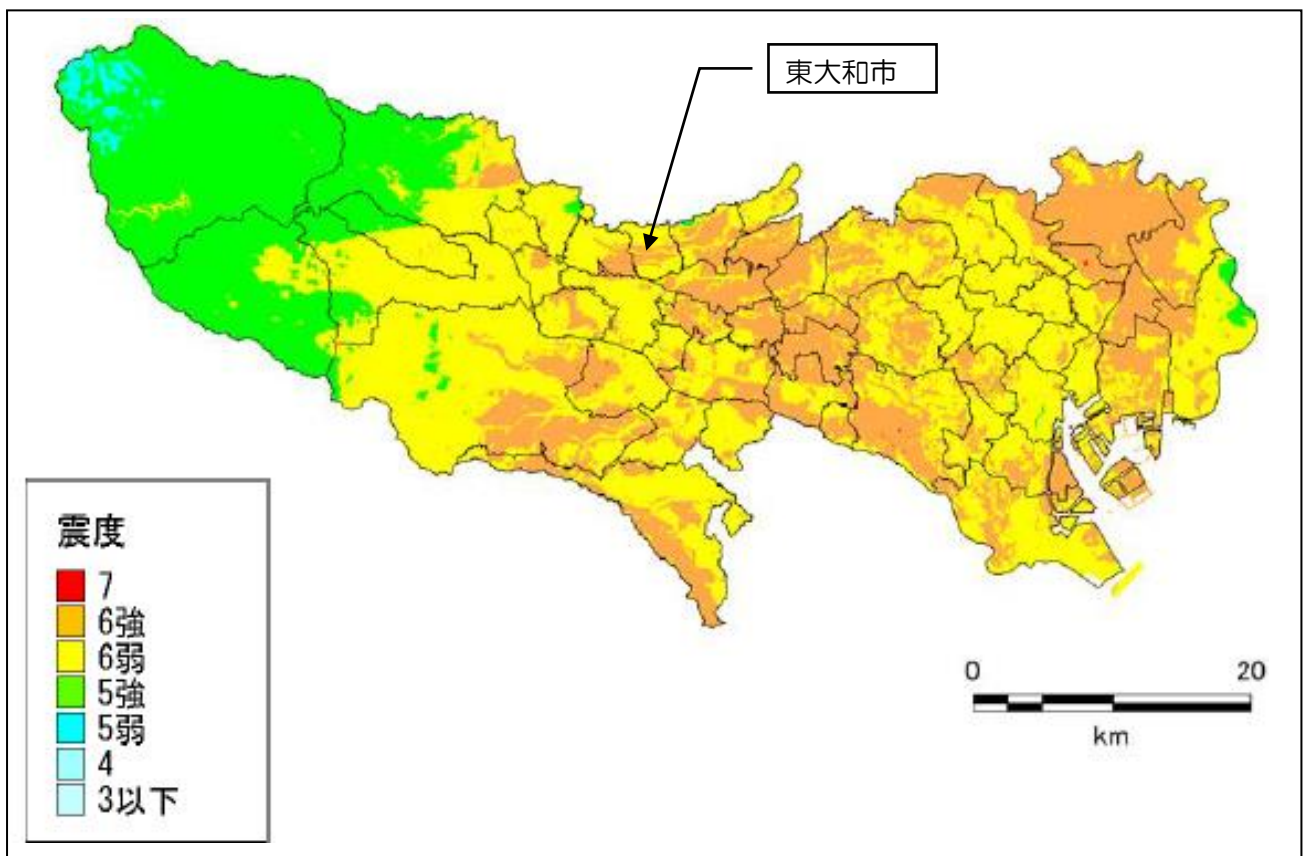
### 1. 前提条件の基本的な考え方

東大和市事業継続計画（地震編）（以下「BCP」という。）においては、東京都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、東大和市への被害が甚大かつ発生確率が高いと考えられる多摩東部直下地震を想定地震と設定する。また「立川断層帯地震」は、「多摩東部直下地震」と比べて発生確率は低いと考えられているが、東大和市における影響が大きいことから、「多摩東部直下地震」の被害想定に基づく対策等を達成した後の次期想定地震として捉えることとする。

### 2. 想定する地震の規模

多摩東部直下地震が発生すると、東大和市は、最大震度6強の揺れとなる。主な被害想定は以下のとおりとなる。

図 多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布



出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月）

表 多摩東部直下地震の主な被害想定（東大和市）

前提条件	内容
震源	東京都多摩地域の東部
規模	マグニチュード7.3
最大震度	6強
気象条件	①冬の早朝、風速8m/秒 ②冬の夕方、風速8m/秒

項目		多摩東部直下地震 M7.3	
		冬・早朝 8m/秒	冬・夕方 8m/秒
建物被害	建物全壊棟数	253棟	253棟
出火被害	出火件数	2件	4件
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	177棟	368棟
人的被害	死者（うち揺れによる建物被害）	21人（15人）	20人（10人）
	負傷者（うち揺れによる建物被害）	355人（319人）	324人（247人）
	避難者（4日～1週間後） （うち避難所避難者）	10,124人 （6,749人）	10,841人 （7,227人）
ライフライン 支障率	電力（停電率）	3.7%	4.8%
	通信（不通率）	1.0%	1.9%
	ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
	上水道（断水率）	19.5%	19.5%
	下水道（管きよ被害率）	3.4%	3.4%
帰宅困難者		—	2,972人
都内滞留者		—	60,518人
震災廃棄物		10万t	10万t
要配慮者（死者）		15人	14人
自力脱出困難者		110人	87人
閉じ込めにつながり得るエレベーター		12台	12台

※要配慮者は複数の属性（65歳以上の単身高齢者、5歳未満の乳幼児、身体障害者、妊産婦、外国人を含む9属性）を対象としているが、属性間の重複は除去していない。

参考：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月）



表 立川断層帯地震の主な被害想定（東大和市）

前提条件	内容
震源	東京都立川市付近
震源の深さ	約 2~20km
規模	マグニチュード 7.4
最大震度	6強
気象条件	①冬の早朝、風速 8m/秒 ②冬の夕方、風速 8m/秒

項目		立川断層帯地震 M7.4	
		冬・早朝 8m/秒	冬・夕方 8m/秒
建物被害	建物全壊棟数	377 棟	377 棟
出火被害	出火件数	2 件	5 件
	焼失棟数（倒壊建物を含む。）	253 棟	1453 棟
人的被害	死者（うち揺れによる建物被害）	31 人（22 人）	47 人（15 人）
	負傷者（うち揺れによる建物被害）	459 人（400 人）	497 人（316 人）
	避難者（4 日~1 週間後） （うち避難所避難者）	11,058 人 (7,372 人)	15,548 人 (10,365 人)
ライフライン 支障率	電力（停電率）	5.7%	12.0%
	通信（不通率）	1.5%	7.5%
	ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
	上水道（断水率）	23.4%	23.4%
	下水道（管きよ被害率）	4.2%	4.2%
帰宅困難者		—	—
都内滞留者		—	—
震災廃棄物		13 万 t	16 万 t
要配慮者（死者）		15 人	22 人
自力脱出困難者		110 人	169 人
閉じ込めにつながり得るエレベーター		12 台	14 台

※要配慮者は複数の属性（65 歳以上の単身高齢者、5 歳未満の乳幼児、身体障害者、妊産婦、外国人  
国人を含む 9 属性）を対象としているが、属性間の重複は除去していない。

参考：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和 4 年 5 月）

### 3. 想定される市全体の被害状況等

東大和市で冬の夕方、風速 8 m/秒の気象条件下で多摩東部直下地震（最大震度 6 強）が発生した際には、下表のような状況や被害等があると想定される。

表 東大和市内の主な被害状況等

事項	内容
想定される状況	<ul style="list-style-type: none"><li>● 人が立っていることが困難となる。</li><li>● 耐震性の低い木造住宅等は倒壊の恐れがある。</li><li>● 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする火災が多く発生する。</li><li>● 駅周辺等では、帰宅等のため多数の人が滞留する。</li><li>● 高層建築物の倒壊や落下物等により負傷する危険性が高い。</li><li>● 鉄道の乗車率は高くなり、道路も大渋滞が発生し、交通機能に支障を来す。</li></ul>
想定される被害	<ul style="list-style-type: none"><li>● 死者 20 人、負傷者 324 人（うち 44 人が重傷者）</li><li>● 要配慮者の死者 14 人</li><li>● 建物全壊棟数 253 棟、焼失棟数 368 棟</li><li>● 避難者 10,841 人</li><li>● 一部の地域で停電（停電率 4.8%、不通率 1.9%）や断水等が発生し、ライフラインに支障を来す。</li></ul>

### 第3章 非常時優先業務

#### 1. 非常時優先業務の選定方法

非常時優先業務の選定にあたっては、市が平常時に行っている業務（以下「通常業務」という。）と災害対応に関する業務（以下「災害対応業務」という。）の洗い出し及び分析を行った。

通常業務については、東大和市組織規則や各行政委員会事務規程等の分掌事務を対象として、評価・選定を行った。

災害対応業務については、東大和市災害対策本部条例施行規則に規定する分掌事務を対象として、評価・選定を行った。

これらの業務を対象として、各業務が中断や遅延等をした場合における市民の生命、財産等への影響や法令等により中止や休止が認められないか等を総合的に評価し、発災から1週間以内に着手する業務（優先順位A～C）を非常時優先業務として選定した。

表 優先順位の評価

評価基準	設定基準
A	発災後ただちに（24時間以内）着手する業務
B	発災後24時間から3日以内に着手する業務
C	発災後3日から1週間以内に着手する業務
D	発災後8日以上経過してから着手する業務

#### 2. 非常時優先業務の選定結果

総業務数797件のうち、非常時優先業務は183件であり、このうち応急復旧業務数は114件、優先すべき通常業務数は69件である。詳細は下表のとおりである。

表 非常時優先業務の選定結果

評価	非常時優先業務		非常時優先業務数
	応急復旧業務(応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務)	優先すべき通常業務	
非常時優先業務(A～C)計	114	69	183
A 発災後ただちに(24時間以内)着手する業務	92	7	99
B 発災後24時間から3日以内に着手する業務	10	27	37
C 発災後3日から1週間以内に着手する業務	12	35	47
評価	緊急を要しない業務(応急対策業務、復旧・復興業務)	その他の通常業務	その他の業務数
D 発災後8日以上経過してから着手する業務	3	611	614
全業務合計	117	680	797

表 非常時優先業務の選定結果（災対部別）

部署	業務種別	全業務数	非常時 優先 業務 合計	非常時優先業務(A~C)			その他
				A 発災後 ただちに (24時間 以内) 着手す る業務	B 発災後 24時間 から3日 以内に 着手す る業務	C 発災後 3日から 1週間以 内に着 手する 業務	D 発災後 8日以上 経過して から着手 する 業務
災対総務部	通常業務	90	8	4	2	2	82
	災害対応業務	21	21	19	1	1	0
	計	111	29	23	3	3	82
災対企画財政部	通常業務	55	10	0	5	5	45
	災害対応業務	11	11	10	0	1	0
	計	55	21	10	5	6	34
災対市民環境部	通常業務	112	31	3	8	20	81
	災害対応業務	19	19	14	2	3	0
	計	131	50	17	10	23	81
災対子ども未来部	通常業務	44	1	0	0	1	43
	災害対応業務	4	4	2	0	2	0
	計	48	5	2	0	3	43
災対地域福祉部	通常業務	53	3	0	1	2	50
	災害対応業務	12	10	9	0	1	0
	計	65	13	9	1	3	52
災対健幸いきいき部	通常業務	69	12	0	8	4	57
	災害対応業務	17	17	15	1	1	0
	計	86	29	15	9	5	57
災対都市まちづくり部	通常業務	71	3	0	3	0	68
	災害対応業務	14	13	8	4	1	1
	計	85	16	8	7	1	69
災対教育部	通常業務	129	1	0	0	1	128
	災害対応業務	17	17	13	2	2	0
	計	146	18	13	2	3	128
協力部	通常業務	57	0	0	0	0	57
	災害対応業務	2	2	2	0	0	0
	計	59	2	2	0	0	57
合計	通常業務	680	69	7	27	35	611
	災害対応業務	117	114	92	10	12	3
	計	797	183	99	37	47	614

非常時優先業務一覧

地震発生後、1週間以内に着手する業務は以下のとおりである。

(1) 非常時優先業務（応急復旧業務分）

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対総務部	本部班	防災安全課	非常配備態勢の発令及び廃止の伝達に関すること。	A
		防災安全課	災害情報等の収集及び通信連絡の統制に関すること。	A
		防災安全課	避難指示等の発令の伝達及び警戒区域の設定に関すること。	A
		防災安全課	本部の通信施設の保全及び整備に関すること。	A
		防災安全課	東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。	A
		防災安全課	自衛隊に対する災害派遣の要請及び受入れに関すること。	A
		防災安全課	消防団の出動に関すること。	A
		防災安全課	水防活動に関すること。	A
		防災安全課 デジタル政策課	本部長室及び部・班長会議の庶務に関すること。	A
		防災安全課	東大和市防災会議条例（昭和39年条例第25号）に定める東大和市防災会議に関すること。	A
		防災安全課 デジタル政策課	その他災害対策の連絡調整に関すること。	A
		デジタル政策課	情報システムの運用支援に関すること。	A
		デジタル政策課	電子計算組織の管理及び運営に関すること。	A
		デジタル政策課	情報システム（他の所管に属するものを除く。）の管理及び運用に関すること。	A
	防災安全課	防犯に関すること。	C	
	配備班	文書課	来庁者の避難及び救護に関すること。	A
		職員課	職員（消防団員を除く。以下同じ。）の非常配備及び服務に関すること。	A
		職員課	職員の安否確認に関すること。	A
		総務管財課	災害対策に必要な車両等の調達及び保管に関すること。	A
		契約検査課	災害対策用物資及び資材の購入等に関すること。	A
		総務管財課	庁舎等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A
		総務管財課	市営住宅の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A
		文書課	公共施設の被害状況の取りまとめに関すること。	A
		職員課	災害対策に必要な労働力の確保に関すること。	B
		職員課	東京都及び他区市町村の職員の受入れ並びに職員の派遣に関すること。	C
		総務管財課	庁舎の管理に関すること。	A
		総務管財課	市有財産の取得、管理及び処分（土地区画整理事業に伴う土地の取得、管理及び処分を除く。）に関すること。	B
文書課		文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。	B	
文書課	庁内印刷に関すること。	C		
災対企画財政部	企画班	企画政策課	災害救助法の適用申請に関すること。	A
		企画政策課	激甚災害の指定に係る手続に関すること。	A
		企画政策課	災害復興の総合調整に関すること。	C
	広報班	秘書広報課 公共施設等マネジメント課	災害に関する広報及び広聴に関すること。	A

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位		
災対企画財政部	広報班	秘書広報課 公共施設等マネジメント課	報道機関との連絡及び情報提供に関する事。	A		
		秘書広報課 公共施設等マネジメント課	被災者の相談窓口に関する事。	A		
		秘書広報課 公共施設等マネジメント課	被災状況の記録に関する事。	A		
		秘書広報課 公共施設等マネジメント課	指定公共機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）である電話事業者からの情報収集等に関する事。	A		
		公共施設等マネジメント課	公共施設に係る包括的な管理業務の受託者との連絡調整に関する事。	A		
		秘書広報課	市長会及び副市長会に関する事。	C		
		秘書広報課	庁議に関する事。	B		
	財務班	財政課	災害対策関係予算に関する事。	A		
		会計課	災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。	A		
		財政課	予算の編成及び執行管理に関する事。	B		
		会計課	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納保管に関する事。	B		
		会計課	小切手の振出しに関する事。	B		
		会計課	有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。	B		
		会計課	現金及び財産の記録管理に関する事。	C		
		会計課	指定金融機関等に関する事。	C		
		会計課	支出負担行為の確認に関する事。	C		
		会計課	収支命令の審査に関する事。	C		
		災対市民環境部	市民・物資協力班	市民課	市民の安否確認及び火葬許可証の発行に関する事。	A
				市民課	食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分の協力に関する事。	A
市民課	農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋の協力に関する事。			C		
市民課	上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局の支援の協力に関する事。			A		
市民課	戸籍事務に関する事。			A		
市民課	身分証明に関する事。			C		
市民課	埋火葬許可及び解剖用死体交付改葬許可に関する事。			A		
市民課	犯歴事務に関する事。			C		
市民課	自動車の臨時運行許可に関する事。			C		
市民課	住民基本台帳に関する事。			A		
市民課	戸籍の附票に関する事。			B		
市民課	在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。			B		
市民課	印鑑事務に関する事。			B		

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対市民環境部	市民・物資協力班	市民課	電子証明書に関すること。	B
		市民課	転入時の児童及び生徒の就学通知に関すること。	C
		市民課	住民基本台帳等に係る統計に関すること。	C
	物資班	産業振興課	食料、飲料水、生活用品等の救援物資の調達、保管及び配分に関すること。	A
		産業振興課	農家及び中小企業の被害調査及び融資のあっ旋に関すること。	C
		産業振興課	上北台浄水所及び東大和給水所における東京都水道局の支援に関すること。	A
	調査班	課税課 納税課	家屋の被害調査に関すること。	A
		課税課 納税課	り災証明に関すること。	A
		課税課	個人の市民税及び都民税の賦課及び調定に関すること。	B
		課税課	法人市民税の賦課及び調定に関すること。	C
		課税課	市民税及び都民税の証明に関すること。	C
		課税課	軽自動車税及び市たばこ税の賦課及び調定に関すること。	C
		課税課	土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。	B
		課税課	土地関係台帳の異動処理及び管理に関すること。	C
		課税課	旧土地台帳地図の修正及び管理に関すること。	C
		課税課	国有資産等所在市町村交付金に関すること。	C
		課税課	家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。	B
		課税課	固定資産税及び都市計画税の証明に関すること。	C
		課税課	家屋関係台帳及び償却資産台帳の異動処理及び管理に関すること。	C
		課税課	土地関係台帳、家屋関係台帳、償却資産台帳及び公図の写しの閲覧に関すること。	C
		納税課	市税の収納確認及び徴収実績に関すること。	B
		納税課	市税の過誤納金の還付及び充当に関すること。	C
		納税課	市税の口座振替に関すること。	C
		納税課	市税の徴収に関すること。	C
		納税課	滞納処分の執行停止及び欠損処分に関すること。	C
		納税課	徴収猶予及び換価猶予に関すること。	C
	納税課	徴収の囑託及び受託に関すること。	C	
	ボランティア・地区避難所班	地域振興課	地域振興課が所管する施設の利用者の避難及び救護に関すること。	A
		地域振興課	避難所（市民センター及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。	A
		地域振興課	地域振興課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A
		地域振興課	外国人の安全確保及び支援に関すること。	A
		地域振興課	自治会及び自主防災組織との連絡調整に関すること。	A
		地域振興課	指定公共機関であるガス事業者からの情報収集等に関すること。	A
地域振興課		ボランティアの受入れ及び調整に関すること。	C	
環境班	環境対策課	仮設トイレの設置及び管理に関すること。	A	

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位	
災対市民環境部	環境班	環境対策課	被災地のごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。	B	
		環境対策課	防疫その他保健衛生の応援に関すること。	B	
災対子ども未来部	児童班	保育課 子育て支援課 子ども家庭支援センター	保育課が所管する施設及び子ども家庭支援センターの利用者の避難及び救護に関すること。	A	
		保育課 子育て支援課 子ども家庭支援センター	保育課が所管する施設及び子ども家庭支援センターの被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A	
		保育課	応急保育に関すること。	C	
		保育課 子育て支援課 子ども家庭支援センター	二次避難所の運営の協力に関すること。	C	
		保育課(やまとあけぼの学園)	児童の日常生活の指導及び訓練に関すること。	C	
災対地域福祉部	連絡調整班	福祉推進課	災対地域福祉部内の情報の集約及び連絡調整に関すること。	A	
		福祉推進課	要配慮者の支援に係る情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。	A	
		福祉推進課	福祉関係団体との連絡調整に関すること。	A	
	医療救護・保健協力班	生活福祉課	緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営の協力に関すること。	A	
		生活福祉課	負傷者等の搬送の協力に関すること。	A	
		生活福祉課	医療用器材及び薬品の調達及び保管の協力に関すること。	A	
		生活福祉課	遺体の収容の協力に関すること。	A	
		生活福祉課	生活保護法の現業事務に関すること。	B	
	援護支援協力班	障害福祉課	要配慮者の安全の確保及び支援の協力に関すること。	A	
		障害福祉課	二次避難所の開設及び運営の協力に関すること。	C	
		障害福祉課	障害福祉サービス事業所の被害調査（総合福祉センター及び民間施設）に関すること。	A	
		障害福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の現業事務に関すること。	C	
		障害福祉課	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の現業事務に関すること。	C	
	災対健康いきいき部	援護支援班	地域包括ケア推進課 介護保険課	市立在宅サービスセンター等の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A
地域包括ケア推進課 介護保険課			要配慮者の安全の確保及び支援に関すること	A	
地域包括ケア推進課 介護保険課			二次避難所の開設及び運営に関すること。	C	
地域包括ケア推進課			老人福祉法(昭和38年法律第133号)の現業事務に関すること。	B	
介護保険課			介護保険の給付費に関すること。	B	
介護保険課			介護保険事業者との連絡調整に関すること。	C	
介護保険課			要介護認定及び要支援認定に関すること。	C	
介護保険課			主治医意見書及び認定調査に関すること。	C	
医療救護・保健班		健康推進課	保健センター及び休日急患診療所の利用者の避難及び救護に関すること。	A	



災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対健康いきいき部	医療救護・保健班	健康推進課	保健センター及び休日急患診療所の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事。	A
		健康推進課	東大和市医師会、東大和市歯科医師会、東大和市薬剤師会等との連絡調整に関する事。	A
		健康推進課	災害医療コーディネーターに関する事。	A
		健康推進課	東京都多摩立川保健所との連絡調整に関する事。	A
		健康推進課	医療機関の被害調査に関する事	A
		健康推進課	緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び運営に関する事。	A
		健康推進課	災害時における東大和市の保健師の保健活動に関する事。	A
		健康推進課	負傷者等の搬送に関する事。	A
		健康推進課	医療用器材及び薬品の調達及び保管に関する事。	A
		保険年金課	遺体の収容に関する事。	A
		保険年金課	埋葬及び火葬に関する事。	A
		健康推進課	被災者の健康相談に関する事。	A
		健康推進課	防疫その他保健衛生に関する事。	B
		保険年金課	国民健康保険の給付に関する事。	B
		保険年金課	国民健康保険税の賦課及び調定に関する事。	C
		保険年金課	国民健康保険及び介護保険に係る資格の得喪に関する事。	B
		保険年金課	国民健康保険に係る被保険者証の交付に関する事。	B
		保険年金課	後期高齢者医療に係る資格の得喪に関する事。	B
		保険年金課	東京都後期高齢者医療広域連合に関する事。	B
		健康推進課	母子保健事業に関する事。	B
災対まちづくり部	都市復興班	都市づくり課	指定公共機関である電気事業者からの情報収集等に関する事。	A
		都市づくり課	災害復興の都市計画に関する事。	C
	道路班	土木公園課 道路交通課	緊急輸送道路の確保に関する事。	A
		土木公園課 道路交通課	道路、橋りょう及び河川の被害調査並びに応急及び復旧対策に関する事。	A
		土木公園課 道路交通課	建設業者に対する協力要請に関する事。	A
		土木公園課 道路交通課	被災地の交通対策に関する事。	B
		土木公園課 道路交通課	被災宅地の危険度判定に関する事。	B
		土木公園課	公園、緑地及び子ども広場の設置及び維持管理に関する事。	B
		土木公園課	野火止用水に関する事。	B
		道路交通課	公共交通（他の所管に属するものを除く。）に関する事。	B
		建築班	建築課	がれき、土石、竹木等の除去及び処理に関する事。
	建築課		被災住宅の危険度判定に関する事。	B

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位	
災対まちづくり部	建物班	建築課	公共施設の応急及び復旧対策の総合調整に関すること。	A	
	下水道班	下水道課	下水道施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A	
		下水道課	下水道工事業者に対する協力要請に関すること。	A	
		下水道課	水道施設の復旧に係る情報収集等に関すること。	A	
災対教育部	学校班	教育指導課 教育総務課	児童及び生徒等（来校者等も含む。）の避難及び救護に関すること。	A	
		教育指導課 教育総務課	避難所（市立小中学校に係るものに限る。）の開設及び運営の協力に関すること。	A	
		教育指導課 教育総務課	学校施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A	
		教育指導課 教育総務課	児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。	A	
		教育指導課 教育総務課	教職員の非常配備に関すること。	A	
		教育指導課 教育総務課	応急教育に関すること。	B	
		教育指導課 教育総務課	被災児童及び被災生徒の学用品の供給に関すること。	C	
		教育指導課 教育総務課	災害対策に係る職員等の給食に関すること。	A	
		教育指導課 教育総務課	炊出しの実施及び指導に関すること。	C	
	地区避難所協力班	青少年課	青少年課が所管する施設等の利用者の避難及び救護に関すること。	A	
		青少年課	避難所（市民センター（奈良橋、上北台、南街、桜が丘、向原）に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。	A	
		青少年課	青少年課が所管する施設の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A	
		青少年課	学童保育所の計画、整備及び事業運営に関すること。	C	
	学校避難所・文化財・地区避難所協力班	生涯学習課 中央公民館 中央図書館	生涯学習課が所管する施設、公民館及び図書館の利用者の避難及び救護に関すること。	A	
		生涯学習課 中央公民館 中央図書館	避難所（市立小中学校、市民体育館、郷土博物館及び公民館（中央、狭山、蔵敷）並びに東京都立高等学校に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。	A	
		生涯学習課 中央公民館 中央図書館	生涯学習課が所管する施設、公民館及び図書館の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	A	
		生涯学習課 中央公民館 中央図書館	文化財の被害調査並びに応急及び復旧対策に関すること。	B	
		生涯学習課 中央公民館 中央図書館	避難所（市民センター（上北台、南街、桜が丘、清原）及び新堀地区会館に係るものに限る。）の開設及び運営に関すること。	A	
	協力部	協力班	議会事務局	市議会との連絡調整に関すること。	A
			議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	本部班等への協力に関すること。	A

(2) 非常時優先業務（優先度の高い通常業務分）

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対総務部	本部班	デジタル政策課	情報システムの運用支援に関すること。	A
		デジタル政策課	電子計算組織の管理及び運営に関すること。	A
		デジタル政策課	情報システム（他の所管に属するものを除く。）の管理及び運用に関すること。	A
		防災安全課	防犯に関すること。	C
	配備班	総務管財課	庁舎の管理に関すること。	A
		総務管財課	市有財産の取得、管理及び処分（土地区画整理事業に伴う土地の取得、管理及び処分を除く。）に関すること。	B
		文書課	文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。	B
		文書課	庁内印刷に関すること。	C
災対企画財政部	広報班	秘書広報課	市長会及び副市長会に関すること。	C
		秘書広報課	庁議に関すること。	B
	財務班	財政課	予算の編成及び執行管理に関すること。	B
		会計課	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納保管に関すること。	B
		会計課	小切手の振出しに関すること。	B
		会計課	有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。	B
		会計課	現金及び財産の記録管理に関すること。	C
		会計課	指定金融機関等に関すること。	C
		会計課	支出負担行為の確認に関すること。	C
		会計課	収支命令の審査に関すること。	C
災対市民環境部	市民・物資協力班	市民課	戸籍事務に関すること。	A
		市民課	身分証明に関すること。	C
		市民課	埋火葬許可及び解剖用死体交付改葬許可に関すること。	A
		市民課	犯歴事務に関すること。	C
		市民課	自動車の臨時運行許可に関すること。	C
		市民課	住民基本台帳に関すること。	A
		市民課	戸籍の附票に関すること。	B
		市民課	在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。	B
		市民課	印鑑事務に関すること。	B
		市民課	電子証明書に関すること。	B
		市民課	転入時の児童及び生徒の就学通知に関すること。	C
		市民課	住民基本台帳等に係る統計に関すること。	C
		調査班	課税課	個人の市民税及び都民税の賦課及び調定に関すること。
	課税課		法人市民税の賦課及び調定に関すること。	C
	課税課		市民税及び都民税の証明に関すること。	C
	課税課		軽自動車税及び市たばこ税の賦課及び調定に関すること。	C

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対市民環境部	調査班	課税課	土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。	B
		課税課	土地関係台帳の異動処理及び管理に関する事。	C
		課税課	旧土地台帳地図の修正及び管理に関する事。	C
		課税課	国有資産等所在市町村交付金に関する事。	C
		課税課	家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。	B
		課税課	固定資産税及び都市計画税の証明に関する事。	C
		課税課	家屋関係台帳及び償却資産台帳の異動処理及び管理に関する事。	C
		課税課	土地関係台帳、家屋関係台帳、償却資産台帳及び公図の写しの閲覧に関する事。	C
		納税課	市税の収納確認及び徴収実績に関する事。	B
		納税課	市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。	C
		納税課	市税の口座振替に関する事。	C
		納税課	市税の徴収に関する事。	C
		納税課	滞納処分の執行停止及び欠損処分に関する事。	C
		納税課	徴収猶予及び換価猶予に関する事。	C
納税課	徴収の囑託及び受託に関する事。	C		
災対子ども未来部	児童班	保育課(やまとあけぼの学園)	児童の日常生活の指導及び訓練に関する事。	C
災対地域福祉部	医療救護・保健協力班	生活福祉課	生活保護法の現業事務に関する事。	B
	援護支援協力班	障害福祉課	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の現業事務に関する事。	C
		障害福祉課	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の現業事務に関する事。	C
災対健康いきいき部	援護支援班	地域包括ケア推進課	老人福祉法(昭和38年法律第133号)の現業事務に関する事。	B
		介護保険課	介護保険の給付費に関する事。	B
		介護保険課	介護保険事業者との連絡調整に関する事。	C
		介護保険課	要介護認定及び要支援認定に関する事。	C
		介護保険課	主治医意見書及び認定調査に関する事。	C
	医療救護・保健班	保険年金課	国民健康保険の給付に関する事。	B
		保険年金課	国民健康保険税の賦課及び調定に関する事。	C
		保険年金課	国民健康保険及び介護保険に係る資格の得喪に関する事。	B
		保険年金課	国民健康保険に係る被保険者証の交付に関する事。	B
		保険年金課	後期高齢者医療に係る資格の得喪に関する事。	B
		保険年金課	東京都後期高齢者医療広域連合に関する事。	B
		健康推進課	母子保健事業に関する事。	B
	災対まちづくり部	道路班	土木公園課	公園、緑地及び子ども広場の設置及び維持管理に関する事。
土木公園課			野火止用水に関する事。	B
道路交通課			公共交通(他の所管に属するものを除く。)に関する事。	B
災対教育部	地区避難所協力班	青少年課	学童保育所の計画、整備及び事業運営に関する事。	C

## 第4章 非常時優先業務遂行に必要な資源の確保

震災時に非常時優先業務を確実に遂行するためには、事前に「電力」や「情報通信手段」、「執務環境」等の業務遂行に必要な資源を確保しておくことが重要となる。

業務遂行に必要な資源について、不足する資源やその確保への課題とその対応策をまとめると下表のとおりとなる。

表 非常時優先業務を遂行する上での主な課題と対応策

区分	主な課題	対応策
1. 人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初動時の人員不足</li> <li>●職員の参集把握が困難</li> <li>●専門知識を有する職員の不足</li> <li>●災害時の対応事項・手順の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部・課内、部間の応援体制を整備</li> <li>○指揮命令系統の明確化と権限の代行確立</li> <li>○協定締結自治体・外部事業者等との連携体制の構築・強化</li> <li>○OB・OG職員やボランティアの活用</li> <li>○参集・安否確認システムの導入</li> <li>○職員の災害時対応能力の向上、専門知識を必要とする事項への対応検討</li> <li>○災害対策用物資・資材の把握方法の確立</li> </ul>
2. 拠点施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災上重要な公共建築物の安全対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経年劣化の状況の定期的な調査及び対応</li> <li>○災害時における代替施設の検討</li> </ul>
3. 電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●停電時に備えた非常用電源の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における燃料の確保に関する協定等の対策</li> <li>○非常用電源が必要となる業務選定と使用優先度の検討</li> <li>○非常用発電機等の確実な起動体制の整備</li> </ul>
4. 情報通信手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多種多様な連絡手段の確保</li> <li>●災害時における外部関係機関等との協力体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線による定期的な訓練の実施による操作方法の習熟</li> <li>○外部関係機関等との連絡や通信手段が利用できない場合における代替手段等の検討（無線機や衛星電話等の導入）</li> <li>○通信に必要な電源等の確保</li> </ul>
5. 情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報収集方法の具体的な手順等の確立</li> <li>●各種情報システムの維持・早期復旧</li> <li>●データのバックアップ確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集方法の確立と連絡体制の構築</li> <li>○機器類の転倒防止対策の実施</li> <li>○情報システムの定期的なデータ・バックアップの実施</li> <li>○システム用の非常用電源及び空調の確保</li> <li>○発災後の対応に備えて、外部事業者等によるメンテナンス・復旧体制の確保</li> </ul>
6. 執務環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全な執務環境の確保</li> <li>●移動手段の確保</li> <li>●職員の持続的な復旧活動体制の確保（飲料水、食料、トイレ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコン、プリンタ、コピー機等の安全対策の実施及び保守担当業者の災害時対応の確認</li> <li>○キャビネットの安全対策の実施</li> <li>○大型テレビ等重量のある物品の安全対策の実施</li> <li>○自転車・車両等の確保及び車両用燃料の調達（災害時協定等）</li> <li>○職員用の飲料水・食料・トイレ等の備蓄</li> <li>○適切な労務管理体制の確立</li> </ul>

## 1. 人員

### (1) 現状

#### ①非常配備態勢

大規模な災害が発災した場合の市正職員の非常配備態勢は「東大和市災害対策本部運営要綱」等において、下表のとおり定めている。

表 職員の非常配備態勢

種別	発令の時期	態 勢	配備人員
第1非常 配備態勢	① 震度5弱の地震が発生したとき。 ② 災害の発生又はそのおそれがあることにより、本部長が必要であると認めたとき。	① 災害の発生を防御するための措置を強化する態勢 ② 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢 ③ 情報の収集及び伝達をする態勢	各部の課長相当職以上
第2非常 配備態勢	① 「東海地震注意情報」が発表されたとき。 ② 震度5強の地震が発生したとき。 ③ 局地的災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	① 第1非常配備態勢を強化する態勢 ② 局地災害に直ちに対処できる態勢 ③ 社会的混乱の防止、情報の収集及び連絡並びに広報活動に対処できる態勢	各部の係長相当職以上
第3非常 配備態勢	① 震度6弱以上の地震が発生したとき。 ② 災害の拡大その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	本部の全組織をもって対処する態勢	全職員

※ 地震の震度は、市の区域内におけるものとする。

※ 休日・夜間等の勤務時間外に市の区域内で震度5弱の地震が発生したときは、種別の欄に規定する第1非常配備態勢の発令があったものとみなして、配備人員の欄に規定する職員は直ちに参集しなければならない。

※ 休日・夜間等の勤務時間外に市に東海地震注意情報が発表されたとき、又は市の区域内で震度5強の地震が発生したときは、種別の欄に規定する第2非常配備態勢の発令があったものとみなして、配備人員の欄に規定する職員は直ちに参集しなければならない。

※ 休日・夜間等の勤務時間外に市の区域内で震度6弱以上の地震が発生したときは、同表に規定する第3非常配備態勢の発令があったものとみなして、配備人員の欄に規定する職員は直ちに参集しなければならない。

※ 令和5年1月1日現在の配備人員数は以下のとおりとなる。なお、消防団員数は含まれない。

第1非常配備態勢 60人（出向職員除く、派遣職員含む）

第2非常配備態勢 163人

第3非常配備態勢 481人

②参集距離に基づいた時間帯別参集職員数

参集に当たっては、電車等の公共交通機関の利用が困難となることを見込まれるため、以下の前提に基づき、下表のとおり算出した。

(算出方法)

参集手段	徒歩、自転車又はバイク・自動車等、各職員が最も早く到着可能な手段とした。
参集距離	WEB上で公開された地図ソフトに基づき、居住地から参集場所である勤務場所までの距離を算定した。
参集速度	参集時には、出発までのリードタイム、夜間の停電による視界不良、路上障害物の回避、徒歩帰宅者による混乱、休憩等、通常時よりも時間が必要となることから、算出速度を以下のとおり設定した。

(算出速度)

参集	条件	速度
徒歩		2 km/h
自転車		6 km/h
バイク 自動車	走行開始から2時間まで	25 km/h
	2時間から5時間まで	20 km/h
	5時間以上	15 km/h

注 徒歩、自転車については東京都事業継続計画、それ以外は東京消防庁の例規集等から抜粋

表 参集距離に基づいた時間帯別参集職員数

参集場所 部署	参集対象者（居住地から参集場所までの距離）				合計
	～1時間	～3時間	～24時間	～72時間	
	歩行距離 2km 圏	歩行距離 6km 圏	歩行距離 48km 圏	全参集 対象者	
	自転車走行距離 6km 圏 バイク・自動車 走行距離 25 km圏	自転車走行距離 18km 圏 バイク・自動車 走行距離 70 km圏	全参集 対象者		
災対総務部	24人	12人	6人	0人	42人
災対企画財政部	11人	18人	4人	0人	33人
災対市民環境部	37人	27人	19人	1人	84人
災対子ども未来部	19人	27人	9人	0人	55人
災対地域福祉部	25人	13人	8人	0人	46人
災対健幸いきいき部	28人	24人	6人	0人	58人
災対まちづくり部	34人	18人	9人	0人	61人
災対教育部	38人	19人	12人	0人	69人
協力部	7人	5人	1人	0人	13人
合計	223人	163人	74人	1人	461人
参集率	48.4%	35.3%	16.1%	0.2%	100.0%
累積参集率	48.4%	83.7%	99.8%	100.0%	100.0%

※参集対象者については、第3非常配備態勢の人員数から育児休業等の職員を除いた人員数である。

③参集困難を想定した時間帯別参集職員数

・算定方法

発災当日および発災後の参集にあたっては、勤務時間外に首都直下地震が発生した場合、各職員の被災や各家族の被災状況によっては、被災直後の参集は困難となることが想定されることから、上記の「②参集距離に基づいた時間帯別参集職員数」に次の考え方を反映させ、下表のとおり算定した。

【1時間以内に参集可能な職員】

- ・居住地から参集場所までの歩行距離が1km圏内、自転車走行距離が4km圏内の参集対象者を母数として、このうち10%の職員が参集不可能と想定
- ・参集不可能者を除いた職員のうち、20%の職員が、発災後の混乱により1時間以内に参集することは困難であると想定する。

【3時間以内に参集可能な職員】

- ・居住地から参集場所までの歩行距離が4km圏内、自転車走行距離が12km圏内の参集対象者を母数とする。
- ・このうち10%の職員が参集不可能と想定し、当該参集不可能者を除いた職員から1時間以内に参集済の職員を除いた職員の20%の職員が、発災後の混乱により3時間以内に参集することは困難であると想定する。

【24時間以内に参集可能な職員】

- ・居住地から参集場所までの歩行距離が20km圏内の参集対象者、自転車走行の全参集対象者を母数とする。
- ・このうち10%の職員が参集不可能と想定し、当該参集不可能者を除いた職員から3時間以内に参集済の職員を除いた職員の20%の職員が、発災後の混乱により24時間以内に参集することは困難であると想定する。

【72時間以内に参集可能な職員】

- ・全参集対象者を母数とする。
- ・このうち10%の職員が参集不可能と想定し、当該参集不可能者を除いた職員から24時間以内に参集済の職員を除いた職員の20%の職員が、発災後の混乱により72時間以内に参集することは困難であると想定する。

【1週間以内に参集可能な職員】

- ・全参集対象者を母数とし、このうち10%の職員が参集不可能と想定する。

【1週間以降も参集不可能な職員（参考）】

- ・全参集対象者のうち、2%の職員が参集不可能と想定する（この2%は、1週間以内における参集不可能者10%の内数）。

表 参集困難を想定した時間帯別参集職員数

参集時間	～1時間	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	参集対象者
参集可能人数	161人	308人	392人	410人	443人	461人
参集率	34.92%	66.81%	85.03%	88.94%	96.10%	100%



## (2) 課題

上記(1)にて職員の参集状況を算出した結果を踏まえ、災害発生時の人員配分を考えると以下の課題が挙げられる。

- 初動時の人員不足
- 職員の参集把握が困難
- 専門知識を有する職員の不足
- 災害時の対応事項・手順の徹底

## (3) 対応策

上記(2)の課題を踏まえ、以下の対応策が挙げられる。

- 部・課内、部間の応援体制を整備
- 指揮命令系統の明確化と権限の代行確立
- 協定締結自治体・外部事業者等との連携体制の構築・強化
- OB・OG職員やボランティアの活用
- 参集・安否確認システムの導入
- 職員の災害時対応能力の向上、専門知識を必要とする事項への対応検討
- 災害対策用物資・資材の把握方法の確立

## 2. 拠点施設の安全対策

### (1) 現状

市で所有する建築物のうち、災害対策本部や避難場所等に指定される市役所本庁舎や小・中学校、公民館、市民センター、体育館等は防災上重要な公共建築物である。市では、これらの施設については、「東大和市が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラム（平成21年4月作成）」に基づき耐震化を進めた結果、平成28年度に耐震化率100%を達成している。

### (2) 課題

上記(1)の現状を踏まえ、以下の課題が挙げられる。

- 防災上重要な公共建築物の安全対策の実施

### (3) 対応策

上記(2)の課題を踏まえ、以下の対応策が挙げられる。

- 経年劣化の状況の定期的な調査及び対応
- 災害時における代替施設の検討

## 3. 電力

### (1) 現状

本庁舎の非常用電源設備は重油を利用する形式であり、現在の重油備蓄量は、1,950リットルである。停電時に非常用照明、非常用電源コンセント、エレベータ等を40時間程度稼働できる状況にあり、電力の使用範囲を限定すれば、稼働可能時間は延びることとなる。

現在の備蓄状況においては、一部のパソコン等の利用は可能となるが、各業務サーバを安定的に稼働させるほどの余裕はないため、災害時における電力使用にあたっては制約が大きい。このため、完全に停電した際は、各業務システムを用いた通常業務の継続的な実施は困難な状況にある。なお、非常用電源が整備されている市の施設は、以下の表のとおりである。

表 非常用電源の整備状況

	容量	燃料	稼働時間
本庁舎	1950リットル	重油	40時間
ハミングホール	500リットル	重油	15時間
全中学校（体育館）	900キログラム	LPガス	72時間超
郷土博物館	75リットル	軽油	不明

### (2) 課題

上記(1)の現状を踏まえ、以下の課題が挙げられる。

- 停電時に備えた非常用電源の確保（稼働時間72時間以上）

### (3) 対応策

上記(2)の課題を踏まえ、以下の対応策が挙げられる。電源については、OA化が進んだ各業務の必須条件となるため、本庁舎及び各施設ともに早急な対応が求められる。

- 災害時における燃料の確保に関する協定等の対策
- 非常用電源が必要となる業務選定と使用優先度の検討
- 非常用発電機等の確実な起動体制の整備

#### 4. 情報通信手段

##### (1) 現状

情報通信手段の現状については、下表のとおりである。

表 情報通信手段の現状

区分	内容
災害時優先電話	防災安全課に2台設置している。
東京都防災行政無線	専用電話や専用FAXを防災安全課と警備室に設置しており、東京都や都内区市町村、関係機関と連絡が可能である。停電時、非常用バッテリーで6時間程度稼働することができる。
東大和市防災行政無線 (固定系)	基幹設備となる放送調整卓等の親局を本庁放送室に設置している。子局(スピーカー)は市内52か所に設置しており、市内一斉放送が可能である。停電時、非常用バッテリーで親局は10時間程度、子局は72時間程度稼働することができる。
IP無線機	防災安全課に33台、道路交通課に11台、保健センターに2台、奈良橋市民センター、南街市民センター、狭山公民館、東大和警察署、北多摩西部消防署、医師会事務所、東大和病院に各1台、計53台を保有している。
災害対策用無線機	親機1台(防災安全課)と携帯用子機(充電式)51台(防災安全課50台、道路交通課1台)を保有している。
衛星携帯電話	防災安全課に3台を保有している。(災害医療コーディネーター等が使用する医療救護活動用)
災害時優先携帯電話	庁舎及び各小中学校に54台設置している。
公衆電話	本庁内2台、庁舎敷地内1台、中央公民館前1台を設置している。
電話交換機	耐震固定は実施済みである。停電時にはUPS(無停電電源装置)を使用後、庁舎の非常用電源を使用し運用することとなる。

##### (2) 課題

上記(1)の現状を踏まえ、以下の課題が挙げられる。

- 多種多様な連絡手段の確保
- 災害時における外部関係機関との協力体制の強化

##### (3) 対応策

上記(2)の課題を踏まえ、以下の対応策が挙げられる。

- IP無線や災害対策用無線機等の定期的な通信訓練等の実施による操作方法の習熟
- 通信に必要となる電源等の確保

## 5. 情報システム

### (1) 現状

本市における基幹系システム（住民基本台帳情報、税関連情報等）については外部のデータセンターで管理されており、災害時の対応については対策を実施済みである。災害時における運用・保守に関する継続性が確保されている状況にある。

その他の業務システムについては、本庁舎内にサーバが設置されており、トラブルが発生した際には、担当課職員及び保守担当業者が対応することになっている。サーバラックについては、アンカー設置や転倒防止板による耐震対策を実施している。

### (2) 課題

上記（1）の現状を踏まえ、以下の課題が挙げられる。

- 情報収集方法の具体的な手順等の確立
- 各種情報システムの維持・早期復旧
- データのバックアップ確保
- 停電時の非常用電源（サーバ機器、ネットワーク機器、通信装置等）

### (3) 対応策

上記（2）の課題を踏まえ、以下の対応策が挙げられる。

- 情報収集方法の確立と連絡体制の構築
- 機器類の転倒防止対策の実施
- 情報システムの定期的なデータ・バックアップの実施
- システム用の非常用電源及び空調の確保
- 発災後の対応に備えて、外部事業者等によるメンテナンス・復旧体制の確保

なお、ICT（Information and Communication Technology:情報通信技術の略）部門の専門的な事業継続については、今後担当部署を中心に検討していく必要がある。

## 6. 執務環境・労務管理

### (1) 現状

本庁舎等で使用しているオフィス家具や事務機器類等については、地震時における転倒・落下・移動等防止対策を全庁的に推進する必要がある。

また、災害時における職員の活動については、通常時とは異なる過酷な対応が求められ、これらの対応が長時間継続すると、体力の低下や精神状態の不安定化につながる。このため、3日分の飲料水・食料の確保しており、不足する食料、物資等については、災害時の応援協定等に基づく物資調達により対応することとなる。

### (2) 課題

上記(1)の現状を踏まえ、以下の課題が挙げられる。

- 安全な執務環境の確保
- 移動手段の確保
- 職員の持続的な復旧活動体制の確保（職員交替、休息確保、食料、水等の確保）
- 職員の健康確保

### (3) 対応策

上記(2)の課題への対応策として、以下の項目が挙げられる。

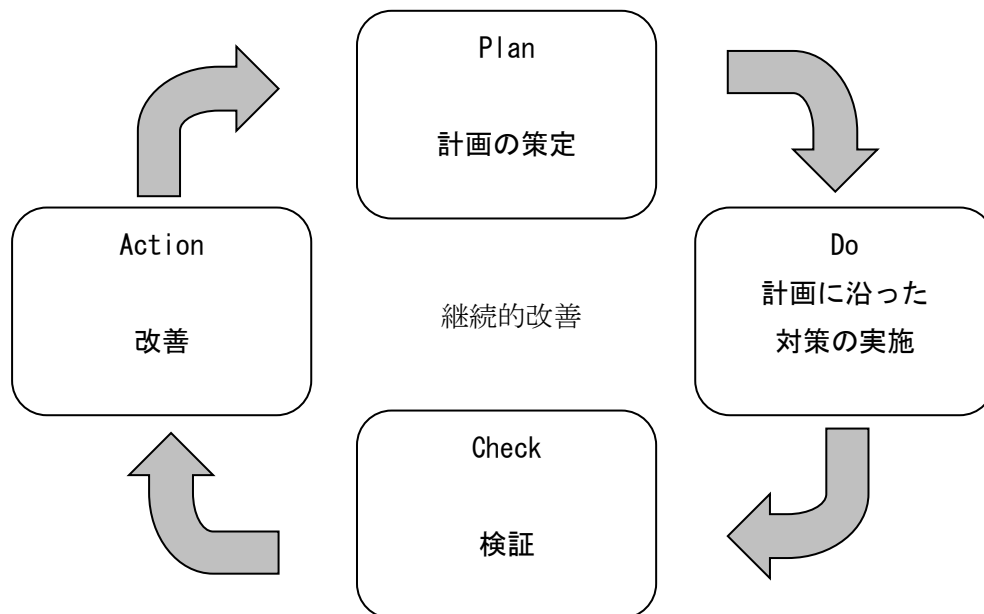
- パソコン、プリンタ、コピー機等の安全対策の実施及び保守担当業者の災害時対応の確認
- キャビネットの安全対策の実施
- 大型テレビ等重量のある物品の安全対策の実施
- 自転車・車両等の確保及び車両用燃料の調達（災害時協定等）
- 職員用の飲料水・食料・トイレ等の備蓄
- 適切な職員交替、労務管理体制、休息環境の確立

## 第5章 事業継続マネジメントの確立に向けて

### 1. 事業継続マネジメントの必要性

本計画の実効性を確保するためには、計画策定後に全組織的な対応を進めていくことが重要である。今後は、本計画に基づき、P D C A (Plan-Do-Check-Action) の「計画から改善まで」の一連のサイクル(以下「P D C Aサイクル」という。)を継続し、適切に管理、運用する事業継続マネジメントシステム(BCM)として推進していくことが必要である。

図 PDCAサイクルのイメージ



※BCM (Business Continuity Management) とは

BCMとは、PDCAサイクルの考え方に基づいた、BCPを策定し継続的に運用していく活動や管理の仕組みのことである。具体的にはBCP策定・運営に関わる方針を立て、それに基づく計画を策定し(P:Plan)、全職員の理解を深めるための教育や訓練を実施し(D:Do)、定期的な点検作業(C:Check)によって計画を見直し、より良い内容に改訂していくこと(A:Action)である。

出典:「市町村のBCP」財団法人 東京市町村自治調査会

### 2. 教育の実施

本計画の実効性を確保するためには、BCPの策定だけにとどまらず、取り組むべき課題について全職員に周知し、災害時における事業継続の重要性や優先すべき対応事項について、職員一人一人が各自の役割を理解し、具体的な行動につなげていくことが重要である。

また、各関係機関や外部事業者との連携も必要となることから、適切な情報共有と協力関係の構築が必要である。

### 3. 訓練の実施

市における総合防災訓練や下記のような災対各部による個別の訓練等、本計画の要素を盛り込んだ訓練を必要に応じて実施し、職員の対応能力の向上を図る。

また、効果的な訓練の実施にあたり、被害想定に基づき、シナリオ別の対応方法を検証するなど、積極的かつ実践的な訓練を実施していく必要がある。

#### 【訓練内容】

- (1) 参集訓練
- (2) 職員の安否確認訓練（全職員向け、幹部職員向けなど）
- (3) IT機器等が利用できない場合における対応訓練
- (4) 部署間で対応する事項への応援や限られた職員での対応訓練

### 4. BCPの実効性の評価

BCPの実効性を高めるためには、次のような場合に見直しを行うとともに、必要に応じて地域防災計画の修正や例規等の改正を行う。

また、今後、各業務の個別マニュアル等とも整合を図っていく必要がある。

#### 【BCPを見直すタイミング】

- (1) 地域防災計画に修正があった場合
- (2) 組織体制や所管事業等に改正があった場合
- (3) 訓練により改善点が判明した場合
- (4) その他必要があった場合

### 5. 普及啓発

BCPは災害時における事業継続についての対応方針や取り組み項目を定めた全体計画である。そのため、各部署が担う業務については、BCPの内容を踏まえるとともに、以下の事項等を考慮しながら個別マニュアル等を作成し、対応事項を整理する必要がある。

#### 【マニュアル等作成時に考慮すべき事項】

- (1) 発災時の状況等を具体的に想定して作成
- (2) 非常時優先業務毎の目標復旧時間を踏まえた災害時の所要人員及び応援体制等の整備
- (3) 各部課内の指揮命令、情報連絡体制等を整備
- (4) 指揮者の代行や災害長期化に備えたバックアップ体制の構築
- (5) 業務遂行上の課題と対応策を検討



## 6. 外部事業者への対応

非常時優先業務の中には、外部委託により業務を遂行している内容もあるため、委託契約時においては、災害時の対応について十分に確認し、事業継続体制の充実を図る必要がある。

また、外部事業者等が被災する場合も想定し、外部事業者等に対して事業継続計画の策定を働きかける。

### 【取組項目】

- (1) 外部事業者（委託事業者等）の災害時対応の確認
- (2) 必要な資源調達に係わる協定先等との連携の確認
- (3) 外部事業者等への事業継続計画策定の働きかけ

## 7. 業務進行管理

非常時優先業務の円滑な実施に向けて、防災担当部署を中心に各部署が平常時から継続的に業務改善に取り組むとともに、その進捗状況を管理する体制が必要である。

### 【取組項目】

- (1) 事業継続マネジメントシステムの確立
- (2) 各種マニュアルの必要に応じた策定
- (3) 地域防災計画と連動した対策実施
- (4) 復旧に関わるボトルネック解消のための対策実施
- (5) 研修・訓練の実施による職員の危機対応能力養成
- (6) BCP及び各種マニュアルの定期的な見直し

## 資料編

### 資料1 発災後8日以上経過してから着手する業務（優先順位がD）

（応急復旧業務分）

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対地域福祉部	連絡調整班	福祉推進課	義援金品の受領及び配分に関する事。	D
		福祉推進課	災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けに関する事。	D
災対まちづくり部	建物班	建築課	仮設住宅の建設及び管理に関する事。	D

（通常業務分）※印は応急復旧業務に移行する業務。

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対総務部	本部班	デジタル政策課	行政のデジタル化の推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。	D
		デジタル政策課	地域社会のデジタル化に関する事。	D
		デジタル政策課	社会保障・税番号制度に係る総合的な企画及び調整に関する事。	D
		デジタル政策課	個人番号の利活用に関する事。	D
		デジタル政策課	情報セキュリティ対策の基本方針に関する事。	D
		デジタル政策課	課内の庶務に関する事。	D
		デジタル政策課	社会保障・税番号制度の運用に関する事。	D
		デジタル政策課	情報セキュリティ対策の運用及び監査に関する事。	D
		防災安全課	防災施設等の設置及び維持管理に関する事。※	D
		防災安全課	防災関係機関との連絡調整に関する事。※	D
		防災安全課	消防事情の調査及び公表に関する事。	D
		防災安全課	消防団に関する事。※	D
		防災安全課	課内の庶務に関する事。	D
		防災安全課	地域防災計画に関する事。	D
		防災安全課	防災会議に関する事。※	D
		防災安全課	防災行政無線に関する事。※	D
		防災安全課	国民の保護に関する計画に関する事。	D
		防災安全課	国民保護協議会に関する事。	D
		防災安全課	その他災害、武力攻撃事態等に関する事。	D
	防災安全課	行方不明者に関する事。	D	
	防災安全課	犯罪被害者の支援に関する事。	D	
	防災安全課	雑草の除去に関する事。	D	
	配備班	総務管財課	儀式、褒賞及び表彰に関する事。	D
		総務管財課	各種委員の任免及び委嘱に関する事。	D
		総務管財課	常勤特別職の事務引継ぎに関する事。	D
		総務管財課	庁中令達に関する事。	D
		総務管財課	行政区域に関する事。	D
		総務管財課	自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。	D
総務管財課		私立学校（私立幼稚園を除く。）に関する事。	D	

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対総務部	配備班	総務管財課	市長の資産等の公開に関する事。	D
		総務管財課	統計（他の所管に属するものを除く。）に関する事。	D
		総務管財課	他の所管に属さないものに関する事。	D
		総務管財課	課内の庶務に関する事。	D
		総務管財課	部内の庶務及び調整に関する事。	D
		総務管財課	不動産の貸借（新規契約に限る。）に関する事。	D
		総務管財課	市営住宅の募集及び維持管理に関する事。	D
		総務管財課	寄附の受領に関する事。	D
		総務管財課	庁用自動車の集中管理に関する事。	D
		総務管財課	庁用自動車等の安全運転管理者及び事故処理に関する事。	D
		総務管財課	土地開発基金に関する事。	D
		総務管財課	土地開発公社に関する事。	D
		総務管財課	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に関する事。	D
		総務管財課	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出及び申出に関する事。	D
		総務管財課	地価公示に関する事。	D
		総務管財課	不動産の収用及び補償（土地区画整理事業に伴う土地の収用及び補償を除く。）に関する事。	D
		総務管財課	その他公共用地に関する事。	D
		契約検査課	土木工事、建築工事、設備工事等の請負契約に関する事。	D
		契約検査課	物品の購入、修繕及び処分に関する事。	D
		契約検査課	その他委託等の契約に関する事。	D
		契約検査課	電子調達に関する事。	D
		契約検査課	課内の庶務に関する事。	D
		契約検査課	工事、製造等の検査に関する事。	D
		文書課	公印に関する事。	D
		文書課	市議会の招集及び議案に関する事。	D
		文書課	公告式に関する事。	D
		文書課	情報公開に関する事。	D
		文書課	個人情報の保護に関する事。	D
		文書課	情報公開・個人情報保護審査会に関する事。	D
		文書課	個人情報保護審議会に関する事。	D
		文書課	課内の庶務に関する事。	D
		文書課	法規に関する事。	D
		文書課	条例、規則、訓令等の審査に関する事。	D
		文書課	訴訟、和解（簡易なものを除く。）等に係る調整、助言、指導等に関する事。	D
		文書課	行政手続制度に関する事。	D
		文書課	審査請求に関する事。	D
		文書課	行政不服審査会に関する事。	D
		文書課	固定資産評価審査委員会との連絡調整に関する事。	D
		職員課	職員の人事に関する事。	D
		職員課	職員の研修に関する事。	D
職員課	職員の身分、進退、服務及び賞罰に関する事。	D		
職員課	東京都市町村公平委員会に関する事。	D		
職員課	職員団体に関する事。	D		

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対総務部	配備班	職員課	課内の庶務に関すること。	D
		職員課	職員の給与に関すること。	D
		職員課	東京都市町村職員退職手当組合に関すること。	D
		職員課	特別職報酬等審議会に関すること。	D
		職員課	職員の福利厚生に関すること。	D
		職員課	職員の健康管理及び安全衛生に関すること。	D
		職員課	職員の公務災害補償に関すること。	D
		職員課	公務災害補償等審査会に関すること。	D
		職員課	職員互助会に関すること。	D
		職員課	東京都市町村職員共済組合に関すること。	D
災対企画財政部	企画班	企画政策課	市政一般の企画、渉外及び総合調整に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画をいう。）に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	総合計画審議会に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	公共施設の防音補助（他の所管に属するものを除く。）に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	市勢概要の編集及び発行に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	組織及び定数に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	課内の庶務に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	部内の庶務及び調整に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	政策課題の調整及び推進に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	地方分権改革の調整に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	行政改革の推進に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	行政改革推進委員会に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	行政評価に関すること。	D
災対企画財政部		企画政策課	事務改善に関すること。	D
災対企画財政部	広報班	公共施設等マネジメント課	公共施設等総合管理計画に関すること。	D
		公共施設等マネジメント課	公の施設の民間活力の導入に関すること。	D
		公共施設等マネジメント課	市有地等の利活用に関すること。	D
		公共施設等マネジメント課	市が設置した標識、看板等の管理台帳に関すること。	D
		公共施設等マネジメント課	ふれあい広場に関すること。	D
		公共施設等マネジメント課	課内の庶務に関すること。	D
		秘書広報課	秘書及び交際に関すること。	D
		秘書広報課	課内の庶務に関すること。	D
		秘書広報課	広報等の編集及び発行に関すること。	D
		秘書広報課	報道機関との連絡に関すること。	D
		秘書広報課	広報掲示板の管理に関すること。	D
		秘書広報課	公式ホームページの管理及び運営に関すること。	D
		秘書広報課	陳情及び要望の処理に関すること。	D
	秘書広報課	市民相談及び専門相談（他の所管に属するものを除く）	D	
	秘書広報課	行政相談委員に関すること。	D	
	秘書広報課	その他広報及び広聴に関すること。	D	
	財務班	財政課	地方交付税等に関すること。	D
		財政課	地方債に関すること。	D
		財政課	積立基金に関すること。	D
		財政課	財政状況の公表に関すること。	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位	
災対企画財政部	財務班	財政課	財政計画に関すること。	D	
		財政課	財政調査及び財政報告に関すること。	D	
		財政課	決算統計に関すること。	D	
		財政課	健全化判断比率の公表等に関すること。	D	
		財政課	財務書類の整備に関すること。	D	
		財政課	その他財政に関すること。	D	
		財政課	課内の庶務に関すること。	D	
		会計課	物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。	D	
		会計課	決算の作成に関すること。	D	
		会計課	証書類等の整理保管に関すること。	D	
		会計課	課内の庶務に関すること。	D	
災対市民環境部	市民・物資協力班	市民課	人口動態統計事務に関すること。	D	
		市民課	課内の庶務に関すること。	D	
		市民課	部内の庶務及び調整に関すること。	D	
		市民課	個人番号の指定等に関すること。	D	
		市民課	町区域及び字区域の変更に関すること。	D	
		市民課	地番整理に関すること。	D	
	物資班	産業振興課	商工業施策の企画及び推進に関すること。	D	
		産業振興課	商工団体に関すること。	D	
		産業振興課	小口事業資金融資等に関すること。	D	
		産業振興課	労働行政及び勤労者対策に関すること。	D	
		産業振興課	中小企業勤労者生活資金融資に関すること。	D	
		産業振興課	計量器の検査に関すること。	D	
		産業振興課	公衆浴場に関すること。	D	
		産業振興課	住宅改善等に係る工事のあっせんに関すること。	D	
		産業振興課	課内の庶務に関すること。	D	
		産業振興課	観光施策の企画及び推進に関すること。	D	
		産業振興課	観光団体に関すること。	D	
		産業振興課	観光ボランティアガイドに関すること。	D	
		産業振興課	観光キャラクターの活用に関すること。	D	
		産業振興課	農業施策の企画及び推進に関すること。	D	
		産業振興課	農産物の生産計画、技術指導及び病虫害防除に関すること。	D	
		産業振興課	林業に関すること。	D	
		産業振興課	農地の管理に関すること。	D	
		産業振興課	農業団体に関すること。	D	
		産業振興課	市民農園に関すること。	D	
		産業振興課	農業委員会との連絡調整に関すること。	D	
		調査班	課税課	税務事務の調査及び企画統計に関すること。	D
			課税課	課内の庶務に関すること。	D
			課税課	土地の調査及び評価に関すること。	D
			課税課	固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関すること。	D
			課税課	土地の取得に対する不動産取得税の通知に関すること。	D
			課税課	土地に係る報告等に関すること。	D
			課税課	家屋及び償却資産の調査及び評価に関すること。	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対市民環境部	調査班	課税課	償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。	D
		課税課	家屋の取得に対する不動産取得税の通知に関する事。	D
		課税課	家屋及び償却資産に係る報告等に関する事。	D
		納税課	市税の納付の督促に関する事。	D
		納税課	課内の庶務に関する事。	D
		納税課	市税の滞納処分に関する事。	D
	ボランティア・地区避難所班	地域振興課	人権施策の企画及び推進に関する事。	D
		地域振興課	人権擁護委員に関する事。	D
		地域振興課	男女共同参画施策の企画及び推進に関する事。	D
		地域振興課	男女共同参画推進審議会に関する事。	D
		地域振興課	男女共同参画に係る苦情の処理に関する事。	D
		地域振興課	いじめ問題調査委員会に関する事。	D
		地域振興課	課内の庶務に関する事。	D
		地域振興課	コミュニティ施策の企画及び推進に関する事。	D
		地域振興課	地域活動の支援に関する事。	D
		地域振興課	自治会に関する事。	D
		地域振興課	ボランティア活動に関する事。	D
		地域振興課	国際交流及び都市交流に係る施策の企画及び推進に関する事。	D
		地域振興課	消費生活センターの事業に関する事。	D
		地域振興課	市民葬儀に関する事。	D
		地域振興課	都営住宅の募集に関する事。	D
		地域振興課	市民センター（清原市民センターを除く。次号において同じ。）の施設管理に関する事。	D
		地域振興課	地区会館、地区集会所及び老人福祉施設で、市民センターを構成するものの事業運営に関する事。	D
		地域振興課	地区会館、地区集会所及び老人福祉施設（老人集会所を含む。）で、市民センターを構成しないもの（次号において「地区会館等」という。）の施設管理及び事業運営に関する事。	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対市民環境部	ボランティア・地区避難所班	地域振興課	市民センター及び地区会館等の計画及び整備に関すること。	D
		地域振興課	清原市民センターの施設管理に関すること。	D
		地域振興課	清原市民センター（清原図書館を除く。）の事業運営に関すること。	D
		地域振興課	その他清原市民センターに関すること。	D
		地域振興課	住民基本台帳等に係る証明書の交付に関すること。	D
		地域振興課	印鑑登録証明書の交付に関すること。	D
		地域振興課	市税等に係る証明書の交付に関すること。	D
	環境班	環境対策課	環境基本計画に関すること。	D
		環境対策課	環境保全審議会に関すること。	D
		環境対策課	公害対策に関すること。	D
		環境対策課	工場等の認可及び届出に関すること。	D
		環境対策課	害虫、野生動物及びペットの相談に関すること。	D
		環境対策課	その他環境及び公害に関すること。	D
		環境対策課	狂犬病の予防に関すること。	D
		環境対策課	課内の庶務に関すること。	D
		環境対策課	廃棄物減量及びリサイクル施策の企画及び推進に関すること。	D
		環境対策課	一般廃棄物の処理に関すること。	D
		環境対策課	一般廃棄物処理計画に関すること。	D
		環境対策課	廃棄物処理手数料の徴収に関すること。	D
		環境対策課	一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可、指導及び監督に関すること。	D
		環境対策課	浄化槽に関すること。	D
		環境対策課	資源回収団体の補助及び連絡調整に関すること。	D
		環境対策課	廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員に関すること。	D
環境対策課	湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合に関すること。	D		
災対子ども未来部	児童班	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。	D
		子育て支援課	子ども・子育て支援施策の総合調整に関すること。	D
		子育て支援課	その他児童福祉に関すること。	D
		子育て支援課	課内の庶務に関すること。	D
		子育て支援課	部内の庶務及び調整に関すること。	D
		子育て支援課	児童福祉に係る諸手当の支給に関すること。	D
		子育て支援課	乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の助成に関すること。	D
		子育て支援課	ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関すること。	D
		子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターの管理及び運営に関すること。	D
		子ども家庭支援センター	子ども家庭在宅サービスに関すること。	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対子ども未来部	児童班	子ども家庭支援センター	地域組織化事業に関する事	D
		子ども家庭支援センター	養育家庭制度の普及等に関する事	D
		子ども家庭支援センター	ファミリー・サポート・センター事業に関する事	D
		子ども家庭支援センター	課内の庶務に関する事	D
		子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する相談及び支援に関する事	D
		子ども家庭支援センター	子どもの虐待の防止に関する事	D
		子ども家庭支援センター	ひとり親家庭及び女性の相談及び支援に関する事	D
		子ども家庭支援センター	母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金に関する事	D
		子ども家庭支援センター	ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣に関する事	D
		子ども家庭支援センター	母子・父子自立支援プログラムの策定に関する事	D
		子ども家庭支援センター	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金に関する事	D
		子ども家庭支援センター	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する事	D
		子ども家庭支援センター	母子生活支援施設の入所に関する事	D
		子ども家庭支援センター	助産の実施に関する事	D
		保育課	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の認可及び確認に関する事	D
		保育課	特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事	D
		保育課	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の施設整備に関する事	D
		保育課	施設型給付費等の支払に関する事	D
		保育課	施設等利用費の支払に関する事	D
		保育課	認証保育所その他認可外保育施設に関する事	D
		保育課	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等の職員の研修に関する事	D
		保育課	課内の庶務に関する事	D
		保育課	教育・保育給付認定に関する事	D
		保育課	施設等利用給付認定に関する事	D
		保育課	保育の利用に係る利用調整に関する事	D
		保育課	保育料及び給食費に関する事	D
		保育課	私立認可幼稚園（特定教育・保育施設を除く。）に関する事	D
		保育課	障害児等保育に関する事	D
		保育課	病児・病後児保育に関する事	D
		保育課	緊急一時保育に関する事	D
		保育課(狭山保育園)	保育の実施に関する事。※	D
		保育課(やまとあけぼの学園)	保護者に対する療育の指導技術の援助に関する事	D
		保育課(やまとあけぼの学園)	保護者に対する早期療育の相談及び指導に関する事	D
災対地域福祉部	連絡調整班	福祉推進課	福祉施策の企画及び推進に関する事	D



災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位	
災対地域福祉部	連絡調整班	福祉推進課	地域福祉計画に関する事	D	
		福祉推進課	地域福祉審議会に関する事	D	
		福祉推進課	社会福祉協議会に関する事	D	
		福祉推進課	シルバー人材センターに関する事	D	
		福祉推進課	民生（児童）委員及び民生委員推薦会に関する事	D	
		福祉推進課	旧軍人等の援護事務に関する事	D	
		福祉推進課	保護司会に関する事	D	
		福祉推進課	遺族会に関する事	D	
		福祉推進課	り災者災害援護に関する事	D	
		福祉推進課	ひきこもり対策に関する事	D	
		福祉推進課	課内の庶務に関する事	D	
		福祉推進課	部内の庶務及び調整に関する事	D	
		福祉推進課	社会福祉法人の設立、定款の変更等の認可等に関する事	D	
		福祉推進課	社会福祉法人の指導、検査等に関する事	D	
		福祉推進課	介護サービス事業者の指導及び検査に関する事	D	
		福祉推進課	指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者の指導及び検査に関する事	D	
		福祉推進課	指定障害児通所支援事業者の指導及び検査に関する事	D	
		福祉推進課	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の指導及び検査に関する事	D	
		福祉推進課	放課後児童健全育成事業者の指導及び検査に関する事	D	
		福祉推進課	災害時要配慮者対策に関する事	D	
	医療救護・保健協力班	生活福祉課	福祉事務所長印に関する事	D	
		生活福祉課	課内の経理全般に関する事	D	
		生活福祉課	生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療事務及び介護事務に関する事	D	
		生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施策に関する事	D	
		生活福祉課	行旅病人及び行旅死亡人に関する事	D	
		生活福祉課	生活が困窮している者に係る自立支援の事業に関する事	D	
		生活福祉課	課内の庶務に関する事	D	
		生活福祉課	面接相談に関する事	D	
		援護支援協力班	障害福祉課	課内の経理全般に関する事	D
			障害福祉課	障害者福祉に関する諸手当（難病患者福祉手当を除く。）の支給に関する事	D
			障害福祉課	課内の庶務に関する事	D
			障害福祉課	精神保健福祉相談に関する事	D
			障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）及び難病患者に係る障害福祉サービスに関する事	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対地域福祉部	援護支援協力班	障害福祉課	障害支援区分判定審査会に関すること。	D
		障害福祉課	身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に係る地域生活支援事業に関すること。	D
		障害福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院の同意に関すること。	D
		障害福祉課	障害福祉計画に関すること。	D
		障害福祉課	障害者（児）の虐待防止に関すること。	D
		障害福祉課	障害者（児）の差別解消に関すること。	D
		障害福祉課	総合福祉センターに関すること。	D
		障害福祉課	地域生活支援拠点に関すること。	D
		障害福祉課	基幹相談支援センターに関すること。	D
		障害福祉課	その他身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）及び難病患者に係る在宅サービスに関すること。	D
		障害福祉課	精神保健福祉手帳に関すること。	D
		障害福祉課	心身障害者医療費助成に関すること。	D
		障害福祉課	自立支援医療に関すること。	D
		障害福祉課	補装具の支給に関すること。	D
		障害福祉課	難病等医療費助成に関すること。	D
障害福祉課	難病患者福祉手当の支給に関すること。	D		
災対健康いきいき部	援護支援班	地域包括ケア推進課	介護保険事業計画の総括に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	介護保険事業特別会計の予算及び決算の総括に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	包括的支援事業その他の地域包括ケアシステムの構築に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	介護予防・日常生活支援総合事業（他の所管に属するものを除く。）に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	地域包括支援センターに関すること。	D
		地域包括ケア推進課	課内の庶務に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	部内の庶務及び調整に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	高齢者福祉計画に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	高齢者福祉サービスの提供に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	高齢者見守りぼっくす事業に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	老人ホームの入所措置に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	高齢者の虐待防止に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	高齢者住宅（都営住宅を除く。）の募集及び管理に関すること。	D
		地域包括ケア推進課	老人クラブに関すること。	D
		介護保険課	介護保険事業計画に関すること。	D
		介護保険課	介護保険事業特別会計の予算及び決算に関すること。	D
		介護保険課	介護保険に係る資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対健康いきいき部	援護支援班	介護保険課	介護保険料に関すること。	D
		介護保険課	介護保険運営協議会に関すること。	D
		介護保険課	高齢者在宅サービスセンターに関すること。	D
		介護保険課	課内の庶務に関すること。	D
		介護保険課	第1号事業支給費に関すること。	D
		介護保険課	給付の適正化に関すること。	D
		介護保険課	居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定に関すること。	D
		介護保険課	地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。	D
		介護保険課	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定に関すること。	D
		介護保険課	介護保険事業者に係る苦情及び事故報告に関すること。	D
		介護保険課	介護認定審査会に関すること。	D
	医療救護・保健班	保険年金課	国民健康保険及び介護保険（第2号被保険者のうち国民健康保険の被保険者に係るものに限る。次項において同じ。）に係る報告及び統計に関すること。	D
		保険年金課	国民健康保険事業特別会計の予算及び決算に関すること。	D
		保険年金課	国民健康保険運営協議会に関すること。	D
		保険年金課	保健事業に関すること。	D
		保険年金課	高額療養費及び出産費の資金貸付に関すること。	D
		保険年金課	国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。	D
		保険年金課	課内の庶務に関すること。	D
		保険年金課	後期高齢者医療特別会計の予算及び決算に関すること。	D
		保険年金課	後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。	D
		保険年金課	高齢者の保健事業に関すること。	D
		保険年金課	その他後期高齢者医療に関すること。	D
		保険年金課	国民年金被保険者の資格得喪届に関すること。	D
		保険年金課	国民年金保険料の免除申請に関すること。	D
		保険年金課	国民年金の裁定請求その他給付に係る申請等に関すること。	D
		保険年金課	国民年金に係る報告に関すること。	D
		保険年金課	その他国民年金に関すること。	D
		健康推進課	健康づくり施策の企画及び推進に関すること。	D
		健康推進課	地域医療に関すること。	D
		健康推進課	昭和病院企業団に関すること。	D
		健康推進課	献血及び献血推進協議会に関すること。	D
		健康推進課	健康づくり推進会議に関すること。	D
健康推進課	休日急患診療所の管理及び運営に関すること。	D		

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対健康いきいき部	医療救護・保健班	健康推進課	保健センターの管理及び運営に関する事。	D
		健康推進課	課内の庶務に関する事。	D
		健康推進課	感染症（人に係るものに限る。）及び消毒に関する事。	D
		健康推進課	予防接種に関する事。	D
		健康推進課	予防接種健康被害調査委員会に関する事。	D
		健康推進課	健康増進事業に関する事。	D
		健康推進課	食育に関する事。	D
災対まちづくり部	都市復興班	都市づくり課	都市基盤整備に係る総合的な企画及び調整に関する事。	D
		都市づくり課	公共交通に係る総合的な企画及び調整に関する事。	D
		都市づくり課	都市計画に係る基本的な方針に関する事。	D
		都市づくり課	協働による街づくりに関する事。	D
		都市づくり課	都市計画による街づくりに関する事。	D
		都市づくり課	地域地区の計画に関する事。	D
		都市づくり課	地区計画に関する事。	D
		都市づくり課	都市計画施設（下水道に係るものを除く。）の事業認可申請及びその調整に関する事。	D
		都市づくり課	市街地開発事業等の計画に関する事。	D
		都市づくり課	都道及び都立公園の整備（管理を含む。）並びに都が行う基盤整備の総合調整（他の所管に属するものを除く。）に関する事。	D
		都市づくり課	土地区画整理事業特別会計の予算、決算その他土地区画整理事業に関する事。	D
		都市づくり課	課内の庶務に関する事。	D
		都市づくり課	部内の庶務及び調整に関する事。	D
		都市づくり課	都市計画審議会に関する事。	D
		都市づくり課	街づくり審査会に関する事。	D
		都市づくり課	都市計画事業の補助金（他の所管に属するものを除く。）に関する事。	D
		都市づくり課	協調による街づくりに関する事。	D
		都市づくり課	開発行為の同意及びその調整に関する事。	D
		都市づくり課	住宅施策の企画（耐震改修促進計画を含む。）及び推進に関する事。	D
		都市づくり課	空き家に関する事。	D
		都市づくり課	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）に基づく管理状況の届出の受理等に関する事。	D
		都市づくり課	都営住宅（募集を除く。）、公社住宅及び都市再生機構住宅に関する事。	D
		都市づくり課	美術工芸品等に関する事。	D
		都市づくり課	道路位置指定に関する事。	D
		都市づくり課	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅地及び優良住宅の認定に関する事。	D
		都市づくり課	東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）に基づく整備基準適合証の交付等に関する事。	D
		都市づくり課	都市景観に関する事。	D
		道路班	土木公園課	公園、緑地、こども広場等の設計、施工及び監督に関する事。

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対まちづくり部	道路班	土木公園課	緑化推進に関すること。	D
		土木公園課	緑地保護地区、保存樹木等に関すること。	D
		土木公園課	公園及び緑地の予定地の管理に関すること。	D
		土木公園課	墓地等の経営の許可等に関すること。	D
		土木公園課	課内の庶務に関すること。	D
		土木公園課	道路、橋りょう、河川及び水路の新設、改良及び補修に係る計画、設計、施工及び監督に関すること。	D
		土木公園課	道路附帯施設（カーブミラー、区画線及び標識を除く。以下同じ。）の新設、改良及び補修に係る計画、設計、施工及び監督に関すること。	D
		土木公園課	その他土木事業等の設計、施工及び監督に関すること。	D
		土木公園課	狭あい道路（他の所管に属するものを除く。）に関すること。	D
		土木公園課	都が管理する河川の調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。	D
		道路交通課	交通安全対策の企画及び推進に関すること。	D
		道路交通課	交通安全対策審議会に関すること。	D
		道路交通課	交通災害共済に関すること。	D
		道路交通課	カーブミラー、区画線及び標識の計画及び管理に関すること。	D
		道路交通課	放置自転車及び駐輪場（他の所管に属するものを除く。）に関すること。	D
	道路交通課	自転車等駐車対策協議会に関すること。	D	
	建物班	建築課	市有建築物及び附帯施設並びにこれらの設備（学校教育施設を除く。）の新築、改築等に係る設計、施工及び監督に関すること。	D
		建築課	その他建築工事及び設備工事に関すること。	D
		建築課	課内の庶務に関すること。	D
	下水道班	下水道課	下水道事業会計の予算及び決算に関すること。	D
		下水道課	下水道事業受益者負担金に関すること。	D
		下水道課	下水道使用料（東京都に委託する徴収事務を除く。）に関すること。	D
		下水道課	下水道使用料審議会に関すること。	D
		下水道課	下水道事業地方債に関すること。	D
		下水道課	下水道に係る供用開始の公示に関すること。	D
		下水道課	排水設備工事の検査及び指導に関すること。	D
		下水道課	指定排水設備工事事業者に関すること。	D
		下水道課	水洗化の普及及び促進に関すること。	D
		下水道課	特定事業所及び流域接続口の水質検査に関すること。	D
		下水道課	下水道事業の状況報告及び統計調査に関すること。	D
		下水道課	課内の庶務に関すること。	D
		下水道課	公共下水道事業の都市計画に関すること。	D
		下水道課	下水道台帳に関すること。	D
		下水道課	下水道の新設、維持等に係る設計、施工及び監督に関すること。	D
		下水道課	その他下水道工事に関すること。	D
		下水道課	下水道施設の維持管理に関すること。	D
下水道課		下水道に係る開発事業の指導に関すること。	D	
下水道課	流域下水道に関すること。	D		
下水道課	民有地の雨水浸透施設（他の所管に属するものを除く。）に関すること。	D		

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対まちづくり部	下水道班	下水道課	私道の下水道に関すること。	D
災対教育部	学校班	教育総務課	教育委員会の会議に関すること。	D
		教育総務課	条例、規則及び規程に関すること。	D
		教育総務課	公告式、訓令等に関すること。	D
		教育総務課	交際に関すること。	D
		教育総務課	文書の收受、発送及び保管に関すること。	D
		教育総務課	公印に関すること。	D
		教育総務課	教育委員会所管職員の人事、服務及び福利厚生に関すること。	D
		教育総務課	教育予算の編成、配当及び執行に関すること。	D
		教育総務課	長期計画策定に関すること。	D
		教育総務課	請願及び陳情に関すること。	D
		教育総務課	教育委員会後援名義使用に関すること。	D
		教育総務課	教育行政に関する相談に関すること。	D
		教育総務課	審査請求に関すること。	D
		教育総務課	事務局内及び他の行政機関との連絡調整に関すること。	D
		教育総務課	課内の庶務に関すること。	D
		教育総務課	部内の庶務及び調整に関すること。	D
		教育総務課	学校の設置及び廃止に関すること。	D
		教育総務課	学校教育施設に関すること。	D
		教育総務課	学校教育財産に関すること。	D
		教育総務課	学級編制（特別支援学級に係るものを除く。）に関すること。	D
		教育総務課	児童及び生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。	D
		教育総務課	学齢簿に関すること。	D
		教育総務課	所管に属する学校の管理（施設管理を除く。）及び運営に関すること。	D
		教育総務課	学校保健衛生に関すること。	D
		教育総務課	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。	D
		教育総務課	就学援助費に関すること。	D
		教育総務課	通学区域及び通学路に関すること。	D
		教育総務課	学校給食施策の企画及び推進に関すること。	D
		教育総務課	東大和市学校給食センター運営委員会に関すること。	D
		教育総務課	学校給食会計予算に関すること。	D
		教育総務課	学校給食費に関すること。	D
		教育総務課	施設及び設備の維持管理に関すること。	D
		教育総務課	学校給食用物資納入業者の指定に関すること。	D
		教育総務課	献立、調理及び配送に関すること。	D
		教育総務課	栄養日誌及び月報の作成に関すること。	D
		教育総務課	調理技術の指導及び栄養の研究に関すること。	D
		教育総務課	学校給食用物資の選定、発注及び検収に関すること。	D
		教育総務課	調理場内の衛生及び食品衛生に関すること。	D
		教育総務課	その他給食センターに関すること。	D
		教育指導課	教育指導に関すること。	D
		教育指導課	教育課程に関すること。	D
教育指導課	教材及び教具に関すること。	D		
教育指導課	児童及び生徒の安全に関すること。	D		
教育指導課	教職員の研修及び研究奨励に関すること。	D		

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位	
災対教育部	学校班	教育指導課	教科用図書採択及び無償給与に関する事。	D	
		教育指導課	副読本の編集等に関する事。	D	
		教育指導課	連合行事及び鑑賞教室に関する事。	D	
		教育指導課	部活動に関する事。	D	
		教育指導課	教育センターに関する事。	D	
		教育指導課	校長会、副校長会等に関する事。	D	
		教育指導課	いじめ問題対策連絡協議会に関する事。	D	
		教育指導課	教育委員会いじめ問題対策委員会に関する事。	D	
		教育指導課	課内の庶務に関する事。	D	
		教育指導課	教職員の人事に関する事。	D	
		教育指導課	代替教職員及び講師に関する事。	D	
		教育指導課	教職員の服務に関する事。	D	
		教育指導課	教職員の給与等に関する事。	D	
		教育指導課	教職員の福利厚生に関する事。	D	
		教育指導課	教職員の共済組合に関する事。	D	
		教育指導課	教職員の職員団体にに関する事。	D	
		教育指導課	その他教職員に関する事。	D	
		教育指導課	特別支援学級の学級編制その他特別支援学級に関する事。	D	
		教育指導課	就学相談に関する事。	D	
		教育指導課	巡回相談、巡回指導及び訪問相談に関する事。	D	
		教育指導課	就学奨励費に関する事。	D	
		教育指導課	その他特別支援教育に関する事。	D	
		地区避難所協力班	青少年課	児童館の計画、整備及び事業運営に関する事。	D
			青少年課	きよはら児童館の施設管理に関する事。	D
	青少年課		学童保育所第四クラブ、学童保育所第七クラブ、学童保育所第八クラブ、学童保育所第九クラブ及び学童保育所桜が丘クラブの施設管理に関する事。	D	
	青少年課		その他放課後児童健全育成事業（放課後児童健全育成事業者の指導及び検査を除く。）に関する事。	D	
	青少年課		青少年対策地区連絡協議会及び青少年対策地区委員会に関する事。	D	
	青少年課		放課後子ども教室に関する事。	D	
	青少年課		その他児童及び青少年の健全育成に関する事。	D	
	青少年課		課内の庶務に関する事。	D	
	学校避難所・文化財・地区避難所協力班		生涯学習課	生涯学習施策の企画及び推進に関する事。	D
			生涯学習課	生涯学習推進計画審議会に関する事。	D
			生涯学習課	社会教育施策の企画及び推進に関する事。	D
			生涯学習課	社会教育施設（体育施設等に係る施設を除く。）の設置に関する事。	D
			生涯学習課	社会教育委員に関する事。	D
			生涯学習課	社会教育関係団体（体育、スポーツ及びレクリエーションに係る団体を除く。）に関する事。	D
			生涯学習課	文化振興施策の企画及び推進に関する事。	D
			生涯学習課	市民会館に関する事。	D
			生涯学習課	市史に関する事。	D
			生涯学習課	課内の庶務に関する事。	D

災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対教育部	学校避難所・文化財・地区避難所協力班	生涯学習課	社会教育施設（体育施設等に係る施設を除く。）の設置に関する事。	D
		生涯学習課	社会教育委員に関する事。	D
		生涯学習課	社会教育関係団体（体育、スポーツ及びレクリエーションに係る団体を除く。）に関する事。	D
		生涯学習課	文化振興施策の企画及び推進に関する事。	D
		生涯学習課	市民会館に関する事。	D
		生涯学習課	市史に関する事。	D
		生涯学習課	課内の庶務に関する事。	D
		生涯学習課	社会体育施策の企画及び推進に関する事。	D
		生涯学習課	社会教育施設（体育施設等に係る施設に限る。）の設置に関する事。	D
		生涯学習課	体育施設等に関する事。	D
		生涯学習課	スポーツ推進委員に関する事。	D
		生涯学習課	社会教育関係団体（体育、スポーツ及びレクリエーションに係る団体に限る。）に関する事。	D
		生涯学習課	学校施設の使用承認に関する事。	D
		生涯学習課	体育、スポーツ及びレクリエーションの活動の普及及び振興に関する事。	D
		生涯学習課	体育、スポーツ及びレクリエーションの大会等の開催及び奨励に関する事。	D
		中央公民館	公民館運営審議会に関する事。	D
		中央公民館	公民館の文書の收受、発送及び保存に関する事。	D
		中央公民館	公民館の予算、決算及び会計に関する事。	D
		中央公民館	公民館の広報に関する事。	D
		中央公民館	中央館の公印に関する事。	D
		中央公民館	中央館の施設、設備及び物品の維持管理に関する事。	D
		中央公民館	視聴覚教育に関する事。	D
		中央公民館	中央館の少年、青年、成人及び女性に係る事業に関する事。	D
		中央公民館	他の機関との連絡調整に関する事。	D
		中央公民館	その他地区館に属さない事。	D
		中央公民館	公民館の庶務に関する事。	D
		中央公民館	地区館の公印に関する事。	D
		中央公民館	地区館の施設、設備及び物品の維持管理（東大和市立南街公民館及び東大和市立上北台公民館の施設の維持管理を除く。）に関する事。	D
		中央公民館	地区館の少年、青年、成人及び女性に係る事業に関する事。	D
		中央公民館	東大和市立学習等供用施設条例（昭和60年条例第11号）第2条に規定する東大和市立南街地区会館及び東大和市立上北台地区会館の運営に関する事。	D
		中央公民館	その他地区館に関する事。	D
		中央図書館	図書館協議会に関する事。	D
		中央図書館	図書館の公印に関する事。	D
中央図書館	図書館の文書の收受、発送及び保存に関する事。	D		
中央図書館	図書館の予算、決算及び会計に関する事。	D		
中央図書館	中央館の施設及び設備の維持管理に関する事。	D		
中央図書館	指定管理者による管理に関する事（他の係に属するものを除く。）。	D		



災対部名	班名	課名	業務内容	優先順位
災対教育部	学校避難所・文化財・地区避難所協力班	中央図書館	その他他の係及び地区館に属さないこと。	D
		中央図書館	中央館の図書館資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存並びに資料の除籍に関すること。	D
		中央図書館	中央館の資料の貸出し及び読書案内に関すること。	D
		中央図書館	中央館における調査研究に対する援助に関すること。	D
		中央図書館	中央館における読書会等の行事に関すること。	D
		中央図書館	図書館の広報に関すること。	D
		中央図書館	各種読書施設、読書団体等との連絡調整に関すること。	D
		中央図書館	図書館運営の調査、研究、企画及び統計に関すること。	D
		中央図書館	指定管理者が行う図書館事業に関すること。	D
		中央図書館	その他図書館事業に関すること。	D
		中央図書館	地区館の資料の収集、整理及び保存に関すること。	D
		中央図書館	地区館の資料の貸出し及び読書案内に関すること。	D
		中央図書館	地区館における調査研究に対する援助に関すること。	D
		中央図書館	その他地区館の管理運営に関すること。	D
協力部	協力班	議会事務局	公印の管守に関すること。	D
		議会事務局	議員の身分及び資格得失に関すること。	D
		議会事務局	議員の報酬及び費用弁償その他諸給与に関すること。	D
		議会事務局	議員共済会に関すること。	D
		議会事務局	職員の人事及び服務に関すること。	D
		議会事務局	儀式、交際及び接遇に関すること。	D
		議会事務局	議長会議及び局長会議に関すること。	D
		議会事務局	議会に関する条例、規則等の制定、改廃に関すること。	D
		議会事務局	文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。	D
		議会事務局	議会予算の立案及び経理に関すること。	D
		議会事務局	傍聴券の発行及び傍聴人に関すること。	D
		議会事務局	備品、消耗品の管理受払いに関すること。	D
		議会事務局	議場その他議会付属施設の管理に関すること。	D
		議会事務局	議決証明に関すること。	D
		議会事務局	事務日誌に関すること。	D
		議会事務局	議会に関する各種資料の収集整理に関すること。	D
		議会事務局	議案等の調査研究に関すること。	D
		議会事務局	議会の先例調査に関すること。	D
		議会事務局	議会報に関すること。	D
		議会事務局	議会図書に関すること。	D
		議会事務局	その他一般調査に関すること。	D
議会事務局	他の係に属さないこと。	D		
議会事務局	本会議に関すること。	D		

東大和市事業継続計画（地震編）  
（令和5年3月改訂）

編集発行 東大和市

事務局 東大和市総務部防災安全課

〒207-8585

東京都東大和市中心3丁目930番地

電話 042（563）2111（代表）